

委託業務仕様書

- 1 委託業務の名称 令和7年度県営住宅貯水槽清掃業務委託
- 2 委託業務の場所 倉吉市小田ほか
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日まで
- 4 委託業務の概要 水道法（昭和32年法律第177号）等関係法令に基づき県営住宅の受水槽及び高架水槽の清掃を行う。
- 5 委託団地 別紙「県営住宅貯水槽清掃業務委託 業務団地一覧」による
- 6 一般共通事項

（1）諸法規の遵守

水道法、同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）及び委託業務に適用されるその他の関連法令を遵守すること。

（2）共通仕様書

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）によること。

（3）業務責任者

受注者は作業従事者の中から、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者を業務責任者として選任し、その氏名を業務責任者選任通知書（様式第1号）により通知すること。
業務責任者を変更したときは速やかに通知すること。

（4）工程表、作業計画書及び作業報告書

- ア 業務実施前に工程表及び作業計画書を2部作成し、施設管理担当者に提出し承諾を得た後業務を実施すること。
- イ 業務実施後、各施設ごとに作業状況写真を添付した作業報告書を1部提出すること。

（5）業務委託料の支払

- ア 受注者は、業務完了後10日以内に業務完了通知書（様式第2号）及び作業報告書を発注者に提出すること。
- イ 発注者は、業務完了通知書を受理した日から起算して10日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行う。
- ウ 発注者は、当該業務の検査に合格した日から30日以内に業務委託料を受注者の口座に振り込む。

（6）一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

（7）損害

業務の遂行に伴って発生した損害（第三者に与えた損害を含む）に係る経費は、受注者の負担とする。ただしその損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

（8）秘密の保持

受注者および従事者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は

他の目的に利用してはならない。

（９）疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

７ 業務特記仕様

（１）一般事項

- ① 予め、入居者に対し清掃日を周知する。具体的な方法は、各棟の管理人と協議を行い決定すること。
- ② 極力、断水が生じないような作業方法とし、断水が生じる場合は、予め入居者に周知する。
- ③ 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- ④ 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものとする。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- ⑤ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- ⑥ 高架水槽がある場合には、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行う。

（２）清掃作業

- ① 高架水槽がある場合には、当該清掃は受水槽の清掃後に行う。
- ② 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。また、壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- ③ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
- ④ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにする。
- ⑤ 受水槽下・フェンス内の雑草について、草取りを行う。

（３）消毒

- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて２回以上水槽内の消毒を行う。
- ② 消毒剤は、有効塩素 50～100 mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いることとし、予め調査職員の承諾を得ること。
- ③ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排出する。
- ⑤ 消毒終了後は、水槽内に人の立入を禁止する措置を講じる。

（４）水張り

消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

（５）汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」、「下水道法（昭和 33 年法律第 179 号）」等の規定に基づき、適切に処理する。

(6) 水質検査及び残留塩素の測定

水槽の水張り後、給水栓及び水槽における水について、水質基準に関する省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法で、下記項目について水質検査及び残留塩素の測定を行う

- ア) 一般細菌
- イ) 大腸菌
- ウ) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- エ) 塩化物イオン
- オ) 有機物
- カ) pH値
- キ) 味
- ク) 臭気
- ケ) 色度
- コ) 濁度

(7) その他点検事項

その他以下の部分について点検を行うこととする。

付属装置

- ア) ボールタップ及び定水位弁
 - ・浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否（10回程度作動させなじませること）
 - ・水の供給を停止したとき、漏水及び衝撃のないことの確認。
- イ) 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）
 - ・汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無の点検
 - ・フロートスイッチ、レベルスイッチ及び電極棒の作動の良否の点検
- ウ) その他付属配管
 - ・変形、腐食、損傷等の劣化の有無
 - ・防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無

(8) 成果品

業務完了後、下記のを提出すること。

- ①貯水槽清掃報告書（A4版キングジムファイル 1部）

※業務名等を表紙背表紙に表示すること

- ②水質試験結果報告書（受水槽及び末端水栓各1部）
- ③清掃前、清掃中、清掃後及び点検前、点検中、点検後の写真（1部）
- ④①～③までの電子データ（CDにより提出 1部）

※①～④までの資料は全て①のファイルに綴じこむこと。

(9) その他

- ①業務の実施に必要な電気、水道等の使用に係る費用、必要な資機材及び材料、消耗品等は、受注者の負担とする。

なお、電気・水道等の使用及び支払い方法等については、受注者にて委託業者又は、管理人と調整すること。

②点検の結果、施設に著しい損傷等が発見された場合、速やかに施設担当者に報告すること。ただし、軽微な損傷等については、補修を行うこと。

付属設備点検表（参考）

ボールタップ及び定水位弁			備 考 欄
①	浸水及び変形、損傷等の劣化の有無	有・無	
②	作動の良否（10 回程度作動させなじませること）	良・否	
③	水の供給を停止したとき、漏水及び衝撃の有無	有・無	
水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）			
①	汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無	有・無	
②	フロートスイッチ、レベルスイッチ及び電極棒の作動の良否	良・否	
その他付属配管等			
①	変形、腐食、損傷等の劣化の有無	有・無	
②	防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無	有・無	

様式第 1 号

業務責任者選任通知書

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜 様

次のとおり業務責任者を選任しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名	令和 7 年度県営住宅貯水槽清掃業務委託
履 行 場 所	鳥取県倉吉市小田ほか
履 行 期 間	令和 7 年 月 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
業 務 責 任 者	

様式第 2 号

業務完了通知書

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜 様

次の業務が完了しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名	令和 7 年度県営住宅貯水槽清掃業務委託
履 行 場 所	鳥取県倉吉市小田ほか
履 行 期 間	令和 7 年 月 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
業 務 委 託 料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円)
業務完了年月日	令和 年 月 日

県営住宅貯水槽清掃業務委託 業務団地一覧

団地名	棟	所在地	貯水槽 受水槽 (m3)	高架水槽 (m3)	備考
上井	1	倉吉市小田651	6	—	
	2・3	倉吉市小田652	10	—	
河北	2	倉吉市福庭町1丁目13	16	—	
和田	1	倉吉市馬場町102-2	12	—	
	2	倉吉市馬場町102-3	12	—	
	3	倉吉市馬場町102-3	12	—	
	4	倉吉市馬場町68	12	—	
清谷		倉吉市清谷1386	6	—	
上灘	59・60	倉吉市上灘町20	17.5	10	
赤碕港	48	東伯郡琴浦町赤碕31-42	10	3	
米田	1	倉吉市米田町724-2	12	—	
	2		10	—	
福守第1	1	倉吉市西福守町804	16	3	
	2			3.7	
	3	倉吉市西福守町803-3	12	3	
	4	倉吉市西福守町803		3	
	5	倉吉市西福守町803-2	7.5	—	
福守第2		倉吉市不入岡184-1	14	3.75	
越殿		倉吉市広瀬町1577-3	10	3	
明治町	1・2	倉吉市明治町2丁目2-4	8	—	
旭田町		倉吉市旭田町62	5.5	—	
八幡	1	倉吉市八幡町3320	8	—	
	2		8	—	

※河北1棟、3棟は改修工事のため、業務対象外



倉吉市内県営住宅位置図 : 今回業務場所



東伯郡内県営住宅位置図 : 今回業務場所